

意見集約結果を踏まえた条例構成の考え方(案)

| R3第4回で 確認した条例項目 | | R3第4回 意見数 | R3第5回で 確認した遵守事項 | R3第5回 意見数 | 考え方(案) |
|-----------------------------|--------|--------------|--------------------|--------------|--|
| ① 除雪計画 | | 3 | | | ○ 雪対策基本計画を定めることを規定する |
| ② 市の役割・責務 | | 3 | | | ◎ 必須項目 効率的な除雪体制の整備, 市民等への周知や支援等について規定 |
| ③ 市民の役割・責務 | | 5 | | | ◎ 必須項目 自らの雪は自らの責任で処理, 市の施策推進への協力, 互助や町内会の取組への参加などについて規定 |
| ④ 事業者の役割・責務 | | 1 | | | ○ 事業活動に伴う雪処理や市民との協力, 市の施策への協力などについて規定 |
| ⑤ 除雪業者の役割・責務 | | 1 | | | △ 「事業者の役割・責務」を入れるなら不要となるか |
| 遵守事項 | ⑥ 路上駐車 | 0 | オ 路上駐車 | 11 | △ 違法駐車等防止条例に「冬期における路上駐車」の条項(除雪作業の支障とならないようにする旨の努力義務)があるので重複規定は不可 |
| | ⑦ 雪出し | 5 | ア 道路交通を妨害しない | 13 | ◎ 意見多い 「遵守事項」として条項を出すか「市民の責務」「事業者の責務」に含めるか |
| | | | イ 河川, 水路等への投雪 | 6 | |
| | | | エ 雪をみだりに道路に出さない | 15 | |
| | ⑧ 流雪溝 | 2 | ウ 流雪溝の流水の維持 | 4 | ○ 「遵守事項」として条項を出すか「市民の責務」「事業者の責務」に含めるか |
| | ⑨ 屋根雪 | 3 | カ 建築時の配慮 | 5 | ○ 「遵守事項」として条項を出すか「市民の責務」「事業者の責務」に含めるか |
| キ 屋根雪等の処理 | | | 10 | | |
| ク 雪の堆積場所の確保 | | | 5 | | |
| ⑩ 罰則等 | 3 | | | | △ 道路への雪出しを行う者への罰則としては, 道路交通法・道路法に懲役・罰金の規定があるが実際の適用は難しいことから, 道路交通法・道路法に定めのない行政指導(指導・勧告)について本条例に規定するか。(指導・勧告の条例化により現在の口頭指導より踏み込むことで実効性のある取組とできるか) 「勧告」に従わない者に科す罰則として, 秩序罰としての「過料」を規定することも考えられるが, 本市他条例及び他都市雪の条例にも事例はない。 |
| ⑪ 助成等 | 2 | | | | △ 助成や補助金は要綱により運用できるので条例は不要 「市の責務」に理念を盛り込む |
| ⑫ 雪害対策 | 1 | | | | △ 雪対策基本計画の項目に規定する |
| ⑬ 会議の設置 | 2 | | | | × 雪対策審議会は雪対策に関するその他重要な事項も審議対象であることから新たな会議の設置は不要 |
| ⑭ その他 除雪弱者への支援 ザグザグ対策 | 2 | | | | △ 「市の責務」に概念的に盛り込む |

◎: 特に必要と考えられる事項, ○: 必要と考えられる事項, △: 検討を要すると考えられる事項, ×: 不要と考えられる事項